

表1 廃車などの手続きと場所

| 車種 | 原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車 | 軽自動車(軽三輪・軽四輪) | 軽二輪(126~250cc) 二輪の小型自動車(251cc以上) |
|---------------|--|---|---|
| 手続き 問い合わせ先 | 課税課税政担当 06-6992-1458 | 軽自動車検査協会 大阪主管事務所・高槻支所 高槻市大塚町4-20-1 050-3816-1841 | 近畿運輸局 大阪運輸支局 寝屋川市高宮栄町12-1 050-5540-2058 |
| 廃車時に 必要なもの | ・ナンバープレート ・原動機付自転車申告済証 ・印鑑 ・本人確認書類(運転免許証など) | 上記へ問い合わせください。 | |

表3 三輪以上の軽自動車など

| 区分 | 税率(年額) | | |
|----|--------------------------------|--------------------------------|---|
| | ① | ② | ③ |
| | 自動車検査証の初度検査年月が 平成27年3月以前の車両 | 自動車検査証の初度検査年月が 平成27年4月以降の車両 | 自動車検査証の初度検査年月から 13年を超える車両 (経年重課)※ |
| 三輪 | 3,100円 | 3,900円 | 4,600円 |
| 四輪 | 乗用(営業用) | 5,500円 | 6,900円 |
| | 乗用(自家用) | 7,200円 | 10,800円 |
| | 貨物(営業用) | 3,000円 | 3,800円 |
| | 貨物(自家用) | 4,000円 | 5,000円 |

※電気・天然ガス・メタノールの各軽自動車・ガソリンハイブリッド車・被けん引車は経年重課対象外です

表5 グリーン化特例

| 区分 | 標準 | 税率(年額) | | |
|------|---------|-----------------------------|---|--------|
| | | 電気・ 天然ガス 自動車 75%軽減 | ガソリン車・ハイブリッド車 (平成17年排ガス規制75%低減達成車または 平成30年排ガス規制50%低減達成車) 50%軽減 | 25%軽減 |
| 三輪 | 3,900円 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| 四輪以上 | 乗用(営業用) | 6,900円 | 1,800円 | 3,500円 |
| | 乗用(自家用) | 10,800円 | 2,700円 | 5,400円 |
| | 貨物(営業用) | 3,800円 | 1,000円 | 1,900円 |
| | 貨物(自家用) | 5,000円 | 1,300円 | 2,500円 |

注 天然ガス自動車については、平成30年排ガス規制適合または平成21年排ガス規制NOx10%以上低減車が対象となります。
備 税率は、法改正により変更される場合があります。

表6

| | ①身体障がい者など(本人)が所有し、運転する場合 ②身体障がい者などが所有し、常時介護者が運転する場合 ③18歳未満の身体障がい者などの本人が所有し、家族が運転する場合 ④18歳未満の身体障がい者などの家族が所有し、家族が運転する場合 | 左記以外 | | |
|-------------------------------|--|--------------|----------|--------|
| 障がいの区分/手帳の区分 | 身体障がい者手帳 | 戦傷病者手帳 | 身体障がい者手帳 | 戦傷病者手帳 |
| 視覚障がい | 1~6級 | 特別~6項症 1~3款症 | 1~4級 | 特別~6項症 |
| 聴覚障がい | 2~4・6級 | 特別~6項症 1款症 | 2~4級 | 特別~4項症 |
| 平衡機能障がい | 3・5級 | 特別~6項症 | 3級 | 特別~4項症 |
| 音声・言語・そしゃく機能障がい | 3・4級 | 特別~5項症 | 3・4級 | 特別~5項症 |
| 上肢不自由 | 1~6級 | 特別~6項症 1・2款症 | 1~3級 | 特別~6項症 |
| 下肢不自由 | 1~6級 | 特別~6項症 1~3款症 | 1~3級 | 特別~3項症 |
| 体幹不自由 | 1~3・5級 | 特別~6項症 1~3款症 | 1~3級 | 特別~4項症 |
| 脳病変による運動機能障がい | 1~6級 | - | 1~6級 | - |
| 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の機能障がい | 1・3級・4級 | 特別~6項症 | 1・3級 | 特別~3項症 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい | 1級~3級・4級 | - | 1~3級 | - |
| 肝臓機能障がい | 1級~3級・4級 | 特別~6項症 | 1~3級 | 特別~3項症 |
| 療育手帳の交付を受けている人 | 療育手帳を有する人 | | | |
| 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人 | 精神障がい者保健福祉手帳を有する人 | | | |

5月31日(木)まで 軽自動車税の納付

問 課税課税政担当 TEL 06-6992-1458

軽自動車税はその年の4月1日現在で原動機付自転車、軽二輪、小型二輪、小型特殊自動車、三輪以上の軽自動車を所有または使用している人に対して課税されます。5月31日(木)までに納付してください。

なお、継続検査(車検)が必要な軽自動車および二輪の小型自動車は、納税通知書(口座振替用以外)についている「継続検査用納税証明書」を利用してください。すでに軽自動車などを譲渡したり、使用していない場合は、廃車などの手続きをしてください(表1)。

税率

表2、表3を参照。

自動車検査証(車検証)の初度検査年月によって税率が異なりますので、自動車検査証(車検証)を確認してください。

注 平成30年度に経年重課(表3の③)対象となる車は、自動車検査証(車検証)の初度検査年月が、平成17年3月以前の車両です(表4)。

また、平成29年4月1日~平成30年3月31日の間に初度検査を受けた車両のうち表5に該当する車両は、平成30年度のみ軽自動車税が軽減されます(グリーン化特例)。

減免制度

身体に障がいのある人などは、一定の基準で減免を受けられる場合があります(表6)。

申請時の必要書類などについては、問い合わせください。

注 申請期限は5月31日(木)

表2 原動機付自転車および二輪車など

| 区分 | 税率(年額) | |
|--------------------|---------------------|--------|
| | 平成28年 4月1日以降 | |
| 原動機付 自転車 | 排気量50cc以下 | 2,000円 |
| | 50cc超90cc以下 | 2,000円 |
| | 90cc超125cc以下 | 2,400円 |
| | ミニカー 20cc超50cc以下 | 3,700円 |
| 軽二輪(125cc超250cc以下) | 3,600円 | |
| 小型二輪(250cc超) | 6,000円 | |
| 小型特殊自動車 | 農耕作業用 | 2,400円 |
| | その他 (フォークリフトなど) | 5,900円 |

課税・納税課からの お知らせ

固定資産税・都市計画税、軽自動車税 納税通知書を発送

個人市民税・府民税

問 課税課市民税担当 TEL 06-6992-1456

平成30年度(平成29年中所得)課税証明書は、6月上旬ごろから発行します。

注 サラリーマンなどで住民税が給与から特別徴収(差し引き)の人は、5月中旬ごろから発行します(コンビニエンスストアでは6月上旬ごろとなり、事前に個人番号カードの取得が必要です)。証明書の取得を予定している人は、提出先が発行する説明書などで必要年度を再度確認してください。不明な点は、事前に問い合わせください。

市納付は現金のみ 税のコンビニ収納

問 納税課 TEL 06-6992-1851~1854

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付書は、コンビニエンスストアでも収納が可能です。

コンビニエンスストアでは、次の納付書は取り扱いできません。

▽納期限を過ぎたもの

▽金額を訂正したもの

▽1枚の納付書の納付額が30万円を超えるもの

災害や病気、事業の廃止など特別な事情により市税の納付が困難な場合は納税の猶予や分割納付の相談を受け付けていますので連絡してください。

表4 経年重課適用開始年度早見表

| 経年重課適用開始年度 | 初度検査年月 |
|------------|-----------------|
| 平成30年度 | 平成16年4月~平成17年3月 |
| 平成31年度 | 平成17年4月~平成18年3月 |
| 平成32年度 | 平成18年4月~平成19年3月 |
| 平成33年度 | 平成19年4月~平成20年3月 |
| 平成34年度 | 平成20年4月~平成21年3月 |
| 平成35年度 | 平成21年4月~平成22年3月 |